

## 冷蔵保管期限を超過したワクチンの使用について

－個別接種において4名に保管期間を超過したワクチンを接種－

新型コロナワクチン接種を実施している市内の医療機関（1か所）において、定められた保管期限を超過した新型コロナウイルスワクチンを誤って接種した事案が判明いたしました。現在のところ、健康被害は確認されていません。市としては今後、このような事案が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

### 【経過及び今後の対応】

#### 1.経過

6月5日(月)に-20℃の冷凍庫から冷蔵庫に移し、冷蔵保管期限が7月5日(水)であるワクチンを1医療機関において7月8日(土)に3名、7月14日(金)に1名接種を行いました。

7月20日(木)に当該医療機関の職員が冷蔵保管期限を確認したところ、期限が過ぎていることに気づき、市へ報告がありました。

当該医療機関から、ワクチンを接種した方へ連絡を取り、お詫びするとともに健康被害の有無を確認し、現在のところ、すべての方に健康被害は確認されていません。

#### 2.再発防止策

医療機関に対して、ワクチンの管理方法の改善を講じること、薬剤充填前に保管期限の確認を徹底するようお願いしました。

また、この件を受けて、市内の個別接種を実施している全医療機関に対し、保管期限が過ぎたものは速やかに廃棄するとともに、改めてワクチンの管理方法等について確認するようお願いしました。



本件についてのお問い合わせ先  
健康福祉部 健康づくり課：梅沢・高宮  
電話：0256-77-8182（直通）